**トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しについて（答申の概要）**

**１．経緯**

平成26年11月17日に、トリクロロエチレンに係る環境基準が「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正されたことを受けて、平成27年３月25日に知事から「トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しについて」諮問があり、３月25日及び５月８日に水質部会を開催して審議を行った。

**２．トリクロロエチレンについて**

・揮発性有機化合物であり、現在では、主に代替フロンガスの合成原料及び機械部品や電子部品の脱脂

洗浄剤として使用されている。

・人の健康への影響については、神経、肝臓、腎臓に対する有害影響や発がん性があるとされている。

**３．現行の排水基準**

・水質汚濁防止法においては、改正前の環境基準の10倍（0.3mg/L以下）を排水基準としている。

・大阪府においては、水道水源の安全性を確保するため、上乗せ条例及び生活環境保全条例で、上水道

水源地域に排出水を排出する法に定める特定事業場及び生活環境保全条例に定める届出事業場に対し、改正前の環境基準並みの排水基準（0.03mg/L以下）を適用している。上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する届出事業場に対しては、生活環境保全条例で、法の排水基準と同じ排水基準（0.3mg/L以下）を適用している。

**４．府域の公共用水域におけるトリクロロエチレン測定結果**

平成21～25年度に実施した全ての測定結果（河川：144地点1,759検体、海域：22地点220

検体）で、改正後の環境基準値（0.01mg/L）を下回っている。

**５．事業場の排出水の実態**

**（トリクロロエチレンを使用している事業場）**

公共用水域に排出水を排出している法及び条例対象事業場であってトリクロロエチレンを使用しているのは、平成27年1月末現在で29事業場である（トリクロロエチレンの取扱いは、分析時の標準液として使用：８事業場、トリクロロエチレンの小分け・再生：２事業場、部品の脱脂洗浄剤として使用：19事業場）。

**（排出水におけるトリクロロエチレンの検出状況（平成23年4月から26年12月））**

・トリクロロエチレンを分析時の標準液として使用する事業場、トリクロロエチレンを小分け・再生する作業を行う

事業場

排出水中の濃度は、いずれも定量下限値未満である。

　　なお、３事業場が上水道水源地域に、７事業場が上水道水源地域以外の地域に、それぞれ排出水を排出

している。

・トリクロロエチレンを部品の脱脂洗浄剤として使用する事業場

排出水中の濃度が0.01mg /Lを上回るものが見られるが、洗浄後の液切りを十分に行うことなどの措置を

徹底することにより、0.01mg /L以下とすることは可能と考えられる。

なお、いずれの事業場も、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出している。

## **6．トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しに当たっての基本的考え方**

これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討を行った。

**（健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方）**

○上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として、環境基準を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。

○上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の排水基準を適用する。

○生活環境保全条例に定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

資料７-２

**7．トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し案の概要**

**（１）排水基準**

基本的考え方、公共用水域における検出状況及び事業場の排出水の実態を踏まえ、トリクロロエチレンに係る排水基準を下表のとおりとすることが適当である。

**表 トリクロロエチレンに係る排水基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 上乗せ条例 | 生活環境保全条例 |
| （特定事業場） | （届出事業場） |
| 上水道水源地域 | 0.01mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| 上水道水源地域以外の地域 | 上乗せ条例は適用しない（法の排水基準(「0.1mg/L以下」とすることを検討中)が適用される） | 法の排水基準と同じ |

**（２）暫定排水基準**

事業場の排出水の実態から、暫定排水基準を設けなくても支障はない。

**（３）排水基準の適用開始日**

上水道水源地域の条例の排水基準については水道水源保護の観点から可能な限り早期に適用し、また、上水道水源地域以外の地域における条例の排水基準については法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。

**（４）既設事業場に対する周知期間の設定**

事業場の排出水の実態や対象となる事業場が限られ個別に周知を図ることが可能であることから、既設事業場に対する周知期間を設けなくても支障はない。

## **8．見直し案に対する府民意見等の募集結果**

○　募集期間：平成27年３月30日（月曜日）から４月28日（火曜日）まで

○　募集方法：郵便、ファクシミリ、電子申請

○　提出意見数：１件

○　意見の内容：トリクロロエチレンの使用実態を踏まえ、上水道水源地域以外の地域における条例の排水基準については、法の排水基準と合わせるべき。

　➔　見直し案の趣旨に沿った意見であり、本案の修正は必要ないと判断した。

## **9．トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しについての答申**

トリクロロエチレンに係る排水基準は７．の見直し案のとおりとすることが適当であるとして、平成27年５月８日に知事に答申した。